

個人情報保護規程

公益社団法人 千葉県社会福祉事業共助会
個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県社会福祉事業共助会（以下「共助会」という。）の保有する個人情報の適正な取り扱いの確保について必要な事項を定め、個人の権利利益の保護および人格の尊重を図るとともに事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付与された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることになるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 共助会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつてその存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶ恐れがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発する恐れがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。
- (6) 職員 共助会の指揮命令を受けて共助会の業務に従事する者をいう。

(共助会の責務)

第3条 共助会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、共助会の実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第4条 共助会は、個人情報の適正管理のため個人情報管理者を定め、共助会における個人情報の適正な管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。
- 3 事務局長は、共助会会長の指示及びこの規定の定めに基づき、適正管理対策の実施、

職員に対する教育、訓練等を行う責任を負うものとする。

- 4 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 事務局長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を業務分掌する職員に委任することができる。

(苦情対応)

第5条 共助会は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

- 2 苦情対応の責任者は、事務局長とする。
- 3 事務局長は、苦情対応の業務を職員に委任することができる。その場合は、あらかじめ職員を指定してその業務の内容を明確にしておくものとする。

(職員の義務)

第6条 共助会の職員及び職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の取得及び利用

(取得の制限)

第7条 共助会は、個人情報を取得するときは、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を明示し、共助会の行う事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法で行わなければならない。

- 2 共助会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないこととする。
- 3 共助会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、その他の事由により本人から取得できないとき。
 - (5) 事業の性質上本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(利用目的の特定)

第8条 共助会は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定するものとする。

- 2 共助会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行わなければならない。
- 3 共助会は、利用目的を変更したときは、変更した利用目的について本人に通知し、又

は公表するものとする。

(利用目的以外の利用の制限)

第9条 共助会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 共助会は、合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 出版、報道等により公にされているとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのあるとき。

第4章 個人データの適正な管理

(個人データの適正な管理)

第10条 共助会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

(安全管理措置)

第11条 共助会は、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(職員等の監督)

第12条 共助会は、個人データの安全管理のため、個人データを取り扱う職員に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第13条 共助会は、個人データの取り扱いの全部又は一部を共助会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置等を明らかにし、受託者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(受託者等の責務)

第14条 共助会から個人データを取り扱う事業を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の事業に従事している者又は従事した者は、当該事業に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第15条 共助会は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 共助会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においているとき
 - 3 共助会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第6章 保有個人データの開示、訂正、追加、削除及び利用停止等

(保有個人データの開示)

第16条 共助会は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示（当該個人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出があったときは、本人に対し遅滞なく、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 法令等に違反することとなる場合
- (2) 本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害する恐れがある場合
- (3) 共助会の適正な事業の実施に著しい支障が生ずる恐れがある場合

2 共助会は、前項の規定により保有個人データの全部又は一部を開示しない場合には、本人に対し遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示の方法)

第17条 本人からの開示の申出は、書面又は口頭により行うことができる。

2 共助会は、開示を申し出た者に対し、開示申出にかかる保有個人データの本人又は代理人であることを証明するために必要な書類の提出、又は提示を求めることができる。

3 開示は、書面により行うものとする。開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示することができる。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

第18条 共助会は、保有個人データの開示を受けた者から書面又は口頭により、開示にかかる個人データの訂正、追加、削除又は利用停止等の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対して書面により通知するものとする。

2 共助会は、前項の通知を受けた者から再度申出があったときは、前項と同様の処理を行う。

第7章 雑則

(その他)

第19条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成28年2月4日から施行する。